

# 市議会からのお願い

公職選挙法では、議員など公職にある者は「選挙区内」で、次のような寄附行為が禁止されます。

## 寄附禁止のルール

- NO** 年賀状などの時候のあいさつ状  
(答礼のための自筆によるものは可)
- NO** お歳暮やお中元
- NO** 入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝い
- NO** 開店祝の花輪やお祝い
- NO** 葬式の花輪・供花や香典  
(議員が自ら参列した際の香典は可)
- NO** 病気のお見舞い
- NO** 祭りでの寸志や飲食物の差し入れ
- NO** 運動会など地域行事への差し入れ
- NO** 親睦旅行への寸志や飲食物の差し入れ
- NO** 会合への祝儀
- NO** 会費制でない会合で飲食代相当額を会費として支払うこと



議員は有権者に寄附を **贈らない!**

有権者は議員に寄附を **求めない!**

議員から有権者へ寄附は **受け取らない!**

# 議員提出議案



## 意見書

### 【用語解説】

意見書とは、地方自治法の規定に基づいて、地方公共団体の公益に関する（市民生活に大きくかわる）ことについて、市議会の意見を国会や関係機関に提出するものです。

## ▽ 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

— 原案可決 —

川越市議会名をもって、政府関係機関に送付しました。

## 議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、南米アンデス地方の民族音楽であるフォルクロレを演奏するリオ・アンディーノの八名により、「コンドルは飛んでいく」ほか三曲の演奏が行われました。



**議場コンサート  
出演者募集!!**

対象 声楽、器楽等による演奏を行う市民または市内の団体

演奏 定例会開会日（開会前

およそ十五分間）

※ 詳細は議会事務局庶務課までお問い合わせください。

## 編集後記

今回、新たな編集委員による二回目の議会だよりとなりました。以前に比べ、一般質問の内容が掲載されるなど、市民の方々にとっては「議会の内容が少し伝わる様になって来たのかな」と思っておりますが、前回まで一般質問の中の「一問一答のみ掲載でありましたので『何について取り上げたのかわかりづらい』との指摘をいただいております。そこで今回から新たに、質問のタイトルと通告した質問の表題を加えさせていただきます。今後とも『読みやすく、親しみやすい』紙面づくりを目指して参ります。



発行 川越市議会  
編集 川越市議会広報紙  
編集委員会  
電話 〇四九一三四一八八二二  
(内線三六二一、三六三三)